

第3章 手 続

I 手続の流れ

1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の手続の流れ

令和7年4月1日作成

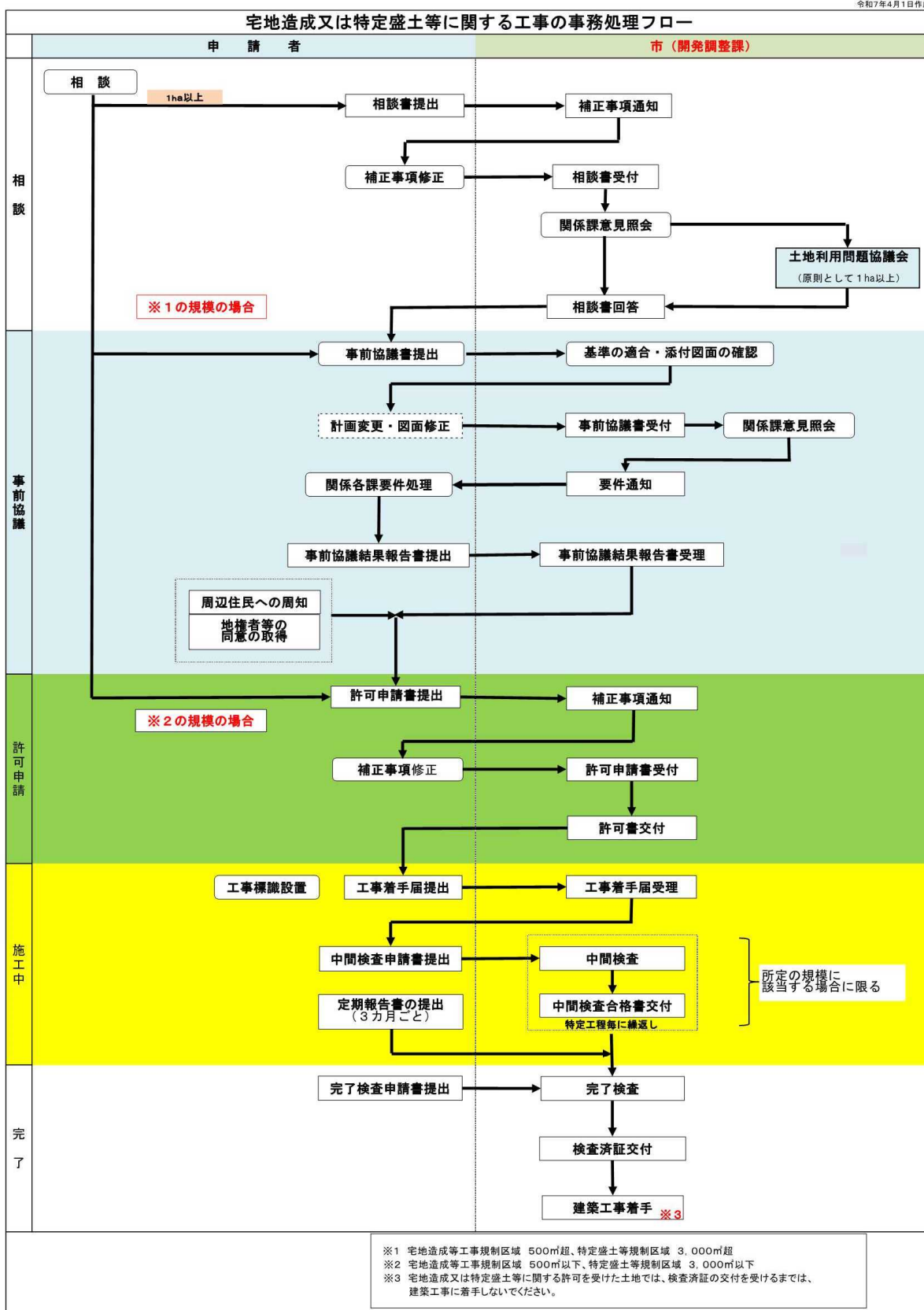


図3-1-1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の手続の流れ

2 土石の堆積に関する工事の手続の流れ

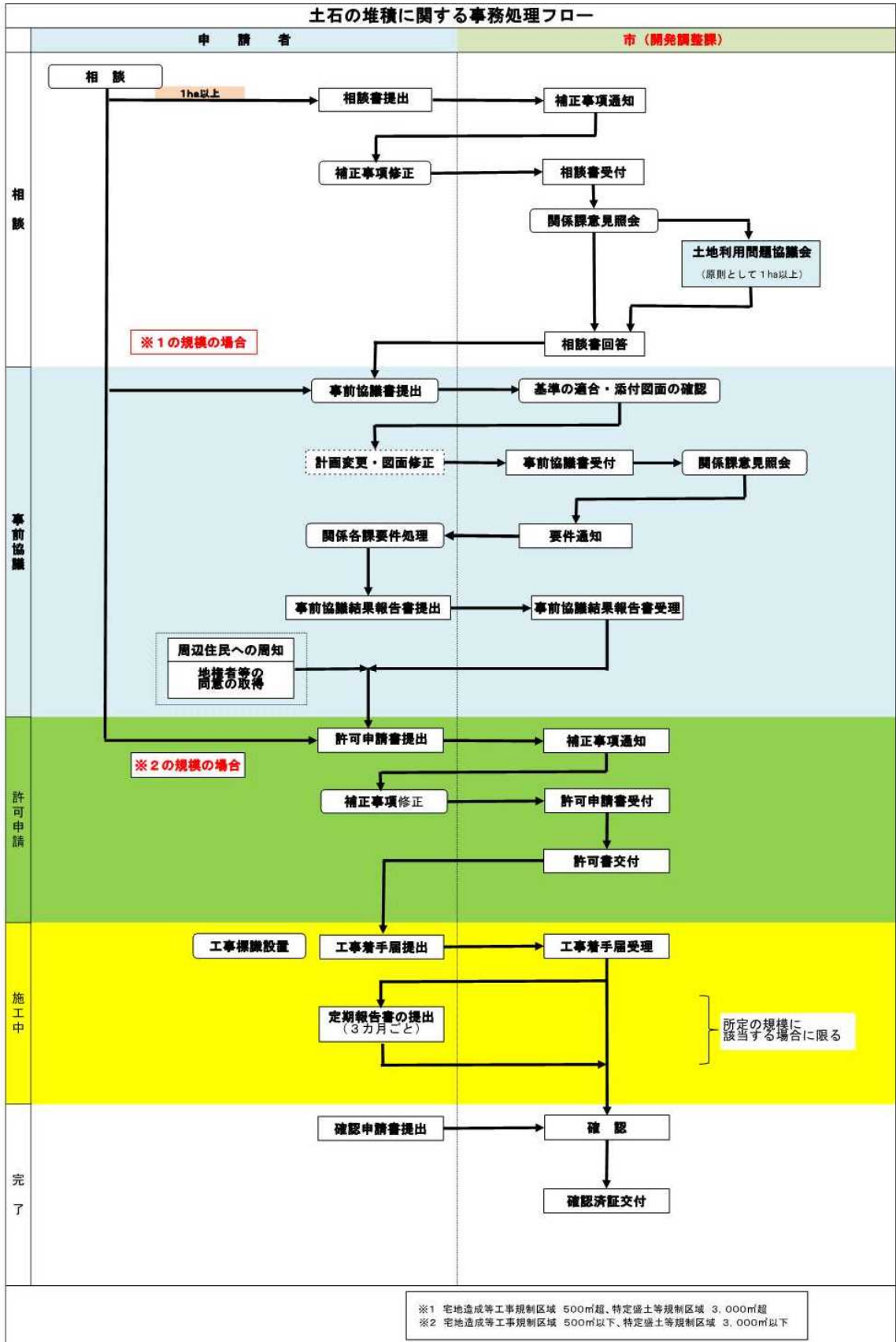


図3-1-2 土石の堆積に関する工事の手続の流れ

II 許可申請前の手続

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請の手続きは、工事の規模により異なるため、許可申請を行う場合は、事前に窓口で相談を行うこと。

1 相談

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を行おうとする土地の区域（以下、この章において「宅地造成等工事区域」という。）の面積が1 ha 以上となる規模の大きい事業等については、その土地利用が天津市国土利用計画及び天津湖南都市計画等と整合しているか、また周辺の公共施設や地域環境に与える影響等に問題が生じないかといった観点から、事業計画を天津市土地利用問題協議会で審査することとしている。この協議会での判定や付された条件については、十分尊重の上、事業計画に反映すること。

なお、宅地造成等工事区域の面積が1 ha 以上の事業については、別途、滋賀県土地利用に関する指導要綱に基づき、滋賀県に対して開発事業計画等を届け出ること。

2 事前協議（条例第4条、市細則第3条）

天津市宅地造成等工事の手続等に関する条例第4条では、当該工事に係る関係法令手続きなど必要となる条件等について、庁内関係課及び関係機関と協議調整を行い、適法で関係課等に合意が得られた計画とするため、事前協議を行うことを規定している。

事前協議の対象は、宅地造成等工事規制区域内の面積が5 0 0 m²（特定盛土等工事規制区域の場合は、3, 0 0 0 m²）を超える宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事とし、工事主は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該工事の計画について、市長と協議をしなければならない。

事前協議は、事前協議書を提出することから始まり、事前協議結果報告書を提出することで終わる。この間の概ねの事務の流れは以下のとおりとなる。

- ①事前協議書の提出（工事主→市）
- ②事前協議事項の通知（市→工事主）
- ③事前協議事項の協議（市⇄工事主）
- ④事前協議結果報告書の提出（工事主→市）

Ⅲ 許可申請等の手続

1 許可申請（法第12条第1項・30条第1項、省令第7条・63条）

工事主は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に着手する前に、工事の許可を受けなければならない。許可を受けるには、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書」（様式盛2）、「土石の堆積に関する工事の許可申請書」（様式盛4）に必要な図書を添えて申請すること。

盛土規制法に基づく工事の許可申請にあたって、特に留意すべき規定等は以下のとおりであり、当該規定等を満たす書類を整えること。なお、都市計画法に基づく開発許可を要する工事、いわゆる「みなし許可」となる工事の場合には、都市計画法及び開発許可基準等の規定に沿って書類を整えること。

また、許可申請を行う際には、手数料を納入すること。手数料の金額については、「Ⅵその他 2 申請手数料」を参照のこと。

- ・提出部数 2部（正本1部、副本1部）
- ・必要な図書 「盛土規制法のチェックリスト（書類）（図面）」参照

（1）工事主の資力・信用（法第12条第2項第2号・30条第2項第2号）

許可を受けるには、工事主に工事を行うために必要な資力及び信用があることが必要である。表3-3-1に示す資料により、工事主の資力及び信用を確認する。

表3-3-1 工事主の資力及び信用を確認するための資料

申請者が個人の場合	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 申請者に関する資力信用調書（様式盛38）<input type="checkbox"/> 住民票の写し（原本。許可申請日前3ヶ月以内のもの）又は、個人番号カードのコピー（番号を黒塗りしたもの）若しくは運転免許証のコピー<input type="checkbox"/> 資金計画書（様式盛3又は様式盛5）<input type="checkbox"/> 納税証明書（原本。直前3年間の所得税の納税証明書）<input type="checkbox"/> 預金残高証明書（原本。許可申請日前3ヶ月以内のもの）又は、資金借入証明書若しくは融資証明書（原本。有効期限以内のもの）<input type="checkbox"/> 暴力団等に該当しないことの誓約書（様式盛40）<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める図書
-----------	---

申請者が法人の場合	<input type="checkbox"/> 申請者に関する資力信用調書（様式盛38） <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（原本。許可申請日前3カ月以内のもの） <input type="checkbox"/> 役員（取締役など、法人の業務を執行する者・事業について決定権を持つ者）の住民票の写し（原本。許可申請日前3ヶ月以内のもの）又は、個人番号カードのコピー（番号を黒塗りしたもの）若しくは運転免許証のコピー <input type="checkbox"/> 資金計画書（様式盛3又は様式盛5） <input type="checkbox"/> 事業経歴書 <input type="checkbox"/> 納税証明書（原本。直前3年間の法人税の納税証明書） <input type="checkbox"/> 預金残高証明書（原本。許可申請日前3ヶ月以内のもの）又は、資金借入証明書若しくは融資証明書（原本。有効期限以内のもの） <input type="checkbox"/> 宅地建物取引業法による免許証のコピー（宅地建物取引業者に該当する場合に限る） <input type="checkbox"/> 暴力団等に該当しないことの誓約書（様式盛40） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める図書
-----------	---

（2）工事施行者の能力（法第12条第2項第3号・30条第2項第3号）

許可を受けるには、工事施行者に工事を完成するために必要な能力があることが必要である。

表3-3-2に示す資料により、工事施行者の能力を確認する。

表3-3-2 工事施行者の能力を確認するための資料

<input type="checkbox"/> 工事施行者に関する工事能力調書（様式盛39） <input type="checkbox"/> 建設業法による許可証明書又は許可通知書のコピー <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（原本。許可申請日前3カ月以内のもの）（※法人の場合） <input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書（原本。許可申請日前3カ月以内のもの）（※個人の場合） <input type="checkbox"/> 事業経歴書 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める図書

（3）土地所有者等の同意（法第12条第2項第4号・30条第2項第4号）

工事の許可申請にあたっては、あらかじめ、工事をしようとする土地の区域内の土地について所有権、地上権、質権（当該土地を占有する不動産質権者に限る）、賃借権、使用貸借権を有する者、又は使用収益権（永小作権、地役権等）を有する者全ての同意を得る必要がある。抵当権、根抵当権、先取特権等の担保物権（当該土地を占有する不動産質権者を除く）は同意の対象ではない。また、建築物又は工作物のみに係る権利（賃貸住宅の貸借人等）の同意も不要である。なお、権利を有する者が死亡している場合は、全ての相続人の同意及び相続関係を証明する書類が必要である。

表3-3-3に示す資料により、土地所有者等の同意を確認する。

表3-3-3 土地所有者等の同意を確認するための資料

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 施行同意書（様式盛35）
<input type="checkbox"/> 実印及び印鑑登録証明書（原本。同意日から1カ月以内のもの）又は個人番号カードのコピー（番号を黒塗りしたもの）若しくは運転免許証のコピー（※個人の場合）
<input type="checkbox"/> 実印及び印鑑登録証明書（原本。同意日から1カ月以内のもの）（※法人の場合）
<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める図書 |
|--|

（４）住民への周知（法第11・29条、省令第6条・62条、市細則第5条）

許可申請にあたっては、あらかじめ、周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の方法により、当該工事の内容を周知する必要がある。

周知の方法、周知の内容及び周辺地域を示す周知の範囲は、次のとおりとし、当該工事の現場条件や工事内容、地域住民の意向等を踏まえた周知計画について、事前に市長と協議の上、周知を行うこと。

表3-3-4に示す資料により、住民への周知を確認する。

なお、周知後に計画に大幅な変更が生じた場合は、変更計画について再度周知を行うこと。

表3-3-4 住民への周知を確認するための資料

共通	<input type="checkbox"/> 事前周知結果報告書（様式盛37） <input type="checkbox"/> 周知方法に関する地域住民の代表者等との協議録 <input type="checkbox"/> 工事車両の通行ルート及び安全対策を示した位置図等
説明会を開催する場合	<input type="checkbox"/> 説明会案内文書及び説明会開催の周知（案内文書の配布）範囲がわかる位置図等 <input type="checkbox"/> 説明会参加者名簿のコピー <input type="checkbox"/> 説明会配布資料 <input type="checkbox"/> 説明会の協議録（開催日時、場所、工事主側の出席者、参加者意見及びそれに対する回答等が明記されたもの） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類
書面配布の場合	<input type="checkbox"/> 配布範囲がわかる位置図等及び配布した地域住民の一覧表（位置図及び一覧表の住民に番号等を付し、対象が確認できるもの） <input type="checkbox"/> 配布資料 <input type="checkbox"/> 配布を行った記録（配布日時、配布者、配布状況（手渡し、ポスト投函など）、地域住民の意見及びそれに対する回答等が明記されたもの） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類

<p>掲示及びインターネットによる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 掲示物の設置場所がわかる位置図等 <input type="checkbox"/> 掲示物の設置状況の写真（遠景と近景） <input type="checkbox"/> インターネットの掲載ページの印刷物（URL 含む） <input type="checkbox"/> 掲示及びインターネットの掲載を行った記録（掲示等の期間、地域住民からの問い合わせの有無並びに「有」の場合の問い合わせ内容及びそれに対する回答等が明記されたもの） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類
-------------------------	--

ア 周知の方法

周辺地域の住民への周知の方法は、次のいずれかの方法により行うこと。ただし、地域住民の意向や「ウ 周知の範囲」の地域住民への周知が不十分であると判断される場合などにおいては、次の方法を併用し、丁寧な周知に努めること。なお、高さ15m超の盛土をする場合は、①による周知を必須とする。

- ① 説明会の開催
- ② 書面の配布
- ③ 工事を行う土地又はその周辺での掲示及びインターネットの掲載

イ 周知内容

工事主は周辺地域の住民に対して、表3-3-5に掲げる事項を周知すること。

表3-3-5 事前周知の周知内容

盛土等の区分	周知内容
<p>宅地造成又は特定盛土等に関する工事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①工事主の氏名又は名称 ②工事土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量 ⑧工事土地の利用目的 ⑨工事時間 ⑩工事車両の通行ルート及び安全対策 ⑪工事土地と隣接地の境界沿いに擁壁等構造物の設置や盛土又は切土をする場合にあっては、その境界部の処理方法、擁壁水抜き穴からの排水処理 ⑫工事土地の雨水排水処理方法 ⑬その他市長が必要と認めるもの

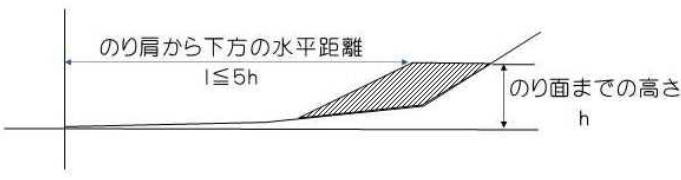
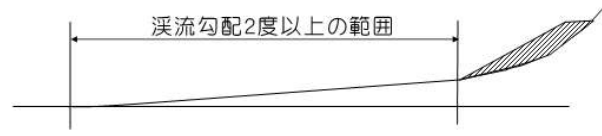
土石の堆積に関する工事	<ul style="list-style-type: none"> ①工事主の氏名又は名称 ②工事土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日 ⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積を行う土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量 ⑧工事土地の利用目的 ⑨工事時間 ⑩工事車両の通行ルート及び安全対策 ⑪工事土地の雨水排水処理方法 ⑫その他市長が必要と認めるもの
-------------	--

ウ 周知の範囲

周知を行う範囲は、盛土等の区分に応じて表3-3-6に示すとおりとする。

表3-3-6 事前周知の周知範囲

盛土等の区分	周知範囲
平地盛土 切土 土石の堆積 ※宅地造成等工事区域の面積が500㎡以下である場合には、①及び④のみとしてよい	<ul style="list-style-type: none"> ① 宅地造成等工事区域から水平距離20m以内に存する土地及び建築物の所有者、管理者及び居住者等並びにこれらの者が属する自治会等の代表者 ② 当該工事の施行に要する工事車両の運行経路及び宅地造成等工事区域を往来する車両の主要な経路となる道路のうち、宅地造成等工事区域から幅員6.5m以上の道路に至るまでの道路に面する建築物の所有者、管理者及び居住者並びにこれらの者が属する自治会等の代表者 ③ 宅地造成等工事区域及びその周辺の地域の自治会が加入する自治連合会等の代表者及び当該代表者が説明を要すると認められた者 ④ ①から③までに定める者のほか、当該工事により影響を受ける者であって、市長が必要と認めたもの

<p>腹付け盛土</p> <p>※①の範囲は参考図1を参照のこと</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離5h以内（水平距離5hが20mに満たない場合には、宅地造成等工事区域の境界から水平距離20m以内）に存する土地及び建築物の所有者、管理者及び居住者等並びにこれらの者が属する自治会等の代表者 ② 当該工事の施行に要する工事車両の運行経路及び宅地造成等工事区域を往来する車両の主要な経路となる道路のうち、宅地造成等工事区域から幅員6.5m以上の道路に至るまでの道路に面する建築物の所有者、管理者及び居住者並びにこれらの者が属する自治会等の代表者 ③ 宅地造成等工事区域及びその周辺の地域の自治会が加入する自治連合会等の代表者及び当該代表者が説明を要すると認められた者 ④ ①から③までに定める者のほか、当該工事により影響を受ける者であって、市長が必要と認められたもの
<p>谷埋め盛土等</p> <p>※①の範囲は参考図2、④の範囲は参考図1を参照のこと</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① 宅地造成等工事区域の下流の溪床勾配が2度以上の範囲に存する土地及び建築物の所有者、管理者及び居住者等並びにこれらの者が属する自治会等の代表者 ② 当該工事の施行に要する工事車両の運行経路及び宅地造成等工事区域を往来する車両の主要な経路となる道路のうち、宅地造成等工事区域から幅員6.5m以上の道路に至るまでの道路に面する建築物の所有者、管理者及び居住者並びにこれらの者が属する自治会等の代表者 ③ 宅地造成等工事区域及びその周辺の地域の自治会が加入する自治連合会等の代表者及び当該代表者が説明を要すると認められた者 ④ 盛土のり肩までの高さhに対して盛土のり肩から下方の水平距離5h以内（水平距離5hが20mに満たない場合には、宅地造成等工事区域の境界から水平距離20m以内）に存する土地及び建築物の所有者、管理者及び居住者等 ⑤ ①から④までに定める者のほか、当該工事により影響を受ける者であって、市長が必要と認められたもの
<p>参考図1</p>  <p>The diagram shows a cross-section of a slope. A vertical line on the left represents the crest. A horizontal line extends from the crest to the right, labeled 'のり肩から下方の水平距離' (horizontal distance from the crest to the base) with the formula $l \leq 5h$. A vertical line at the base of the slope is labeled 'のり面までの高さ' (height to the crest) with the letter 'h'. The slope itself is shaded with diagonal lines.</p>	
<p>参考図2</p>  <p>The diagram shows a cross-section of a streambed. A horizontal line represents the streambed. A section of the streambed is shaded with diagonal lines and labeled '溪流勾配2度以上の範囲' (range of streambed slope greater than 2 degrees). The slope is shown as a line rising from the streambed.</p>	

(5) 設計者の資格 (法第13条第2項・31条第2項、政令第22・31条、省令第35条、建設省告示第1005号)

宅地造成等工事区域において行われる宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、以下の工事については、表3-3-8に示す資格を有する者が設計しなければならない。

- ・ 高さが5 mを超える擁壁の設置
 - ・ 盛土又は切土をする土地の面積が1, 500 m²を超える土地における排水施設の設置
- 表3-3-7に示す資料により、設計者の資格を確認する。

表3-3-7 設計者の資格を確認するための資料

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 設計者資格調書 (様式盛34)<input type="checkbox"/> 卒業証明書のコピー、講習修了証明書のコピー又は、技術士若しくは一級建築士の資格証明書のコピー<input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める図書 |
|--|

表 3 - 3 - 8 設計者の資格

設計者の資格	
1	学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令による大学において、 正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、 土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者であること。
2	学校教育法による短期大学において、 正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、 土木又は建築の技術に関して3年以上の実務の経験を有する者であること。
3	前号に該当する者を除き、 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、 正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、 土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者であること。
4	学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、 正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、 土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者であること。
5	国土交通大臣が1から4のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者。 ア 学校教育法による大学(短期大学を除く。)の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、 土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者 イ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、 農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)、 森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者(技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成十五年文部科学省令第三十六号)の施行の際に現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令(平成二十九年文部科学省令第四十五号)の施行の際に現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)とするものに合格した者を含む。) ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者 エ 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有するもので都市計画法施行規則第19条第1号トに規定する講習を修了した者 オ アからエのいずれかに該当する者のほか、 国土交通大臣が政令第22条第1号から第4号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

2 変更許可の申請（法第16条第1項・35条第1項、省令第37条・67条）

工事の許可を受けた者は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとする場合には、省令第38条に定める軽微な変更を除き、市長の許可を受けなければならない。

なお、変更の許可後は、許可基準、許可の付帯条件、許可事項の公表が適用されるほか、その内容に応じて、中間検査、定期報告、完了検査等が必要となる。

工事の変更を行う場合は、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書」（様式盛7）又は「土石の堆積に関する工事の変更許可申請書」（様式盛8）に、変更に関する図書を添えて提出すること。

また、変更許可申請を行う際には、手数料を納入すること。手数料の金額については、「VIその他 2 申請手数料」を参照のこと。

- ・提出部数 2部（正本1部、副本1部）
- ・必要な図書 変更に関する図書

3 軽微な変更の届出（法第16条第2項・35条第2項、省令第38条・68条）

工事の許可を受けた者で、次の表3-3-9に掲げる軽微な変更をした場合においては、「軽微変更届」（様式盛33）に、変更に関する図書を添えて提出すること。

表3-3-9 軽微な変更に関する事項

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更	土石の堆積に関する工事の変更
<ul style="list-style-type: none"> ・工事主の氏名若しくは名称又は住所^{※1} ・設計者の氏名若しくは名称又は住所^{※2} ・工事施行者の氏名若しくは名称又は住所^{※2} ・工事の着手予定年月日又は完了予定年月日 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事主の氏名若しくは名称又は住所^{※1} ・設計者の氏名若しくは名称又は住所^{※2} ・工事施行者の氏名若しくは名称又は住所^{※2} ・当該変更後の工事予定期間が当該変更前の工事予定期間を超えない工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日^{※3}

※1 一般承継に限る。特定承継となる場合は、許可の取り直しとなる。

※2 主体が変更される場合は、変更許可の手続きが必要となる。

※3 土石の堆積に関する工事について、変更前の工事予定期間を超える変更は、軽微変更ではなく変更許可の手続きが必要

- ・提出部数 1部
- ・必要な図書 「盛土規制法のチェックリスト（書類）（図面）」参照

IV 許可申請後の手続

1 工事の標識の掲示（法第49条・省令第87条）

許可を受けた工事主又は届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、標識を掲げなければならない。標識は、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識」（様式盛23）又は「土石の堆積に関する工事の標識」（様式盛24）によるものとする。
なお、みなし許可の工事も本事項の対象となるため、留意すること。

2 工事着手日等の届出（市細則第9条）

許可を受けた工事主又は届出をした工事主は、工事に着手する7日前までに、現場管理者を定めた上で、「工事着手届」（様式盛44）に必要な図書を添えて提出すること。

なお、みなし許可の工事も本事項の対象となるため、留意すること。

- ・提出部数 1部
- ・必要な図書 実施工程表、工事標識の写真（近景、遠景）、位置図（標識設置場所のわかるもの）

3 工事の廃止の届出（市細則第12条）

許可を受けた工事を廃止するときは、「工事廃止届」（様式盛46）に必要な図書を添えて提出すること。なお、既に工事に着手している場合においては、廃止にあたって防災上の措置が必要と判断されるときには、その措置を講じなければ、届出の提出を認めないので留意すること。

- ・提出部数 1部
- ・必要な図書 位置図、土地利用計画平面図
(既に着手している工事を廃止する場合)
 - ・防災上の措置が終了していることを証する図書
 - ・廃止した時点の土地の現況図（縮尺500分の1以上）

4 定期報告（法第19条・38条、政令第25条・33条、省令第48から50条まで、78条から80条、条例第6条）

表3-4-1の規模の工事は、工事着手年月日から3ヶ月ごとに表3-4-2に掲げる事項を市長に報告しなければならない。報告にあたっては、「定期報告書」（様式盛49）に必要な図書を添えて提出すること。

なお、みなし許可の工事も定期報告の対象となるため、留意すること。

- ・提出部数 1部
- ・必要な図書 報告事項の内容がわかる現地写真、盛土材料の土質区分及び工学的分

類を証する書類、盛土の締固め度を確認できる書類

表3-4-1 定期報告を要する規模

工事種別	定期報告を要する規模
宅地造成又は特定盛土等に関する工事	① 盛土で高さが2 m超の崖を生じるもの ② 切土で高さが5 m超の崖を生じるもの ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ5 m超の崖を生じるもの（①、②を除く） ④ 盛土で高さ5 m超のもの（①、③を除く） ⑤ 前後の地盤面の標高差が30 cmを超える盛土又は切土の面積が3,000㎡を超えるもの（①から④を除く）
土石の堆積に関する工事	⑥ 堆積の高さが5 m超かつ面積1,500㎡超のもの ⑦ ⑥に該当しない地盤面と土石の表面の標高差が30 cmを超える土石の堆積を行う土地の面積が3,000㎡超のもの

表3-4-2 定期報告書で報告すべき事項

工事種別	報告事項
宅地造成又は特定盛土等に関する工事 (ア～エ 省令で規定) (オ～キ 条例で規定)	報告の時点における以下の事項 ア 盛土又は切土の高さ イ 盛土又は切土の面積 ウ 盛土又は切土の土量 エ 擁壁等に関する工事の施行状況 オ 防災上講じた措置の状況 カ 盛土材料 キ 盛土の締固めの程度
土石の堆積に関する工事 (ア～エ 省令で規定) (オ 条例で規定)	報告の時点における以下の事項 ア 土石の堆積の高さ イ 土石の堆積の面積 ウ 堆積されている土石の土量 エ 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量 オ 防災上講じた措置の状況

5 中間検査（法第18条・37条、政令第23条・24条・32条、省令第45から47条、第75から77条、条例第5条）

表3-4-1の規模の工事のうち、以下の特定工程を含む工事については、法第18条及び第37条に基づく中間検査を受検しなければならない。

- ・盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程（政令で規定）
- ・5 mを超える擁壁等の構造物の設置又は15 mを超える盛土を行う場合において、当該建造物の設置又は盛土を行うに当たり行う地盤改良又は地盤の支持強度を確保するため

の工事の工程（条例で追加）

中間検査の受検にあたっては、当該特定工程に係る工事を終えた日から4日以内の日に、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書」（様式盛13）に必要な図書を添えて提出し、検査を申請すること。

検査の結果、当該特定工程に係る工事が技術的基準に適合していれば、中間検査合格証を交付するものとし、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、当該特定工程後の工程に着手してはならない。また、みなし許可の工事も中間検査の対象となるため、留意すること。

- ・提出部数 1部
- ・必要な図書 大津市開発事業等工事検査要領の別記「開発事業等に係る工事の完了届から検査済証の交付まで」を参照すること。

注：法に基づく中間検査とは別に、『大津市開発事業等工事検査要領』及び『開発事業等に係る工事検査の実施方法』に基づく中間検査が必要な場合がある。

6 完了検査等（法第17条・第36条、省令第39から44条、第69から74条）

（1）宅地造成又は特定盛土等に関する工事

許可を受けた工事が完了したときは、工事が完了した日から4日以内に「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書」（様式盛9）に必要な図書を添えて提出し、完了検査を申請すること。検査の結果、その工事が技術基準に適合していれば、検査済証を交付する。

- ・提出部数 1部
- ・必要な図書 大津市開発事業等工事検査要領の別記「開発事業等に係る工事の完了届から検査済証の交付まで」を参照すること。

（2）土石の堆積に関する工事

許可を受けた全ての土石の除去が完了したときは、工事が完了した日から4日以内に「土石の堆積に関する工事の確認申請書」（様式盛11）に必要な図書を添えて提出し、完了確認を申請すること。検査の結果、その工事が技術基準に適合していれば、確認済証を交付する。

- ・提出部数 1部
- ・必要な図書 大津市開発事業等工事検査要領の別記「開発事業等に係る工事の完了届から検査済証の交付まで」を参照すること。

V その他の手続

1 特定盛土等規制区域内の工事の届出

(1) 工事の届出 (法第27条第1項、省令第58条)

特定盛土等規制区域内において、図2-2-2に示す届出対象の規模に該当する工事は、工事に着手する日の30日前までに「特定盛土等に関する工事の届出書」(様式盛19)又は「土石の堆積に関する工事の届出書」(様式盛20)に必要な図書を添えて提出すること。

- ・提出部数 1部
- ・必要な図書 「盛土規制法のチェックリスト(書類)(図面)」参照

(2) 工事の届出の変更 (法第28条第1項、省令第61条)

特定盛土等規制区域内において行われる工事の工事主は、届出に係る工事の計画を変更しようとする場合には、変更後の工事に着手する日の30日前までに「届出工事変更届出書」(様式盛45)に変更に関する図書を添えて提出すること。

- ・提出部数 1部
- ・必要な図書 変更に関する図書

2 宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域指定時の届出

(1) 工事の届出 (法第21条第1項・第40条第1項、省令第52条・82条)

宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域を新たに指定する際において、当該規制区域内において行われている表3-5-1の規模以上となる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の工事主は、その指定があった日から21日以内に「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書」(様式盛15)又は「土石の堆積に関する工事の届出書」(様式盛16)に表3-5-2に掲げる書類を添えて提出すること。

- ・提出部数 1部

表3-5-1 規制区域指定時に届出を要する規模

届出が必要な工事	【 】内の数値は表3-5-2のBに該当する規模
宅地造成又は特定盛土等に関する工事	
1. 盛土で高さが1m【2m】超の崖を生じるもの	
2. 切土で高さが2m【5m】超の崖を生じるもの	
3. 盛土と切土を同時に行って、高さ2m【5m】超の崖を生じるもの(1、2を除く)	
4. 盛土で高さ2m【5m】超のもの(1、3を除く)	
5. 前後の地盤面の標高差が30cmを超える盛土又は切土の面積が500㎡【3,000㎡】を超えるもの(1から4を除く)	

土石の堆積に関する工事
6. 土石の堆積で堆積の高さが2m【5m】超かつ面積300㎡【1,500㎡】超のもの
7. 6に該当しない土石の堆積で、地盤面と土石の表面の標高差が30cmを超える土石の堆積を行う土地の面積が500㎡【3,000㎡】を超えるのもの

表3-5-2 規制区域指定時の届出に必要な図書

提出書類	A	B
<input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> 工事の土地及び周辺の写真 <input type="checkbox"/> 委任状（工事主以外が届出する場合）	○	○
<input type="checkbox"/> 地形図（現況平面図） <input type="checkbox"/> 土地の平面図（造成計画平面図）	-	○

(2) 工事の届出の変更（市細則第11条）

法第21条第1項又は第40条第1項の届出をした工事の計画の変更をしようとするときは、「届出工事変更届出書」（様式盛45）に変更に関する図書を添えて提出すること。

- ・提出部数 1部
- ・必要な図書 変更に関する図書

3 擁壁、崖面崩壊防止施設、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等を除却する工事の届出

(1) 工事の届出（法第21条第3項・40条第3項、省令第55条・85条）

規制区域内の土地において、以下の工事を行おうとする者は、工事に着手する14日前までに、「擁壁等に関する工事の届出書」（様式盛17）に、必要な図書を添えて提出すること。

- ・高さが2mを超える擁壁又は崖面崩壊防止施設の全部又は一部の除却
- ・地表水等を排除するための排水施設の全部又は一部の除却
- ・地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却
 - ・提出部数 1部
 - ・必要な図書 「盛土規制法のチェックリスト（書類）（図面）」参照

(2) 工事の届出の変更（市細則第11条）

法第21条第3項又は第40条第3項の届出をした工事の計画の変更をしようとするときは、「届出工事変更届出書」（様式盛45）に変更に関する図書を添えて提出すること。

- ・提出部数 1部
- ・必要な図書 変更に関する図書

4 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出

(法第21条第4項・40条第4項、省令第56条・86条)

規制区域内の土地において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者は、14日以内に、「公共施設用地の転用の届出書」(様式盛18)に、必要な図書を添えて提出すること。

- ・提出部数 1部
- ・必要な図書 「盛土規制法のチェックリスト(書類)(図面)」参照

5 盛土規制法に適合していることの証明書の交付(省令第88条)

建築基準法において、盛土規制法が建築基準関係規定に位置付けられていることに伴い、建築確認に際し、盛土規制法に適合していることを証する書面(以下、「証明書」という。)が必要な場合は、証明書の交付を申請することができる。

証明書の交付を受けようとするときは、「適合工事証明申請書」(様式盛50)に必要な図書を添えて提出すること。

また、証明書の申請を行う際には、手数料を納入すること。手数料の金額については、「VIその他 2 申請手数料」を参照のこと。

- ・提出部数 2部(正本1部、副本1部)
- ・必要な図書 「盛土規制法のチェックリスト(書類)(図面)」参照

※盛土規制法施行規則第88条協議確認申請書

証明書の交付を求める工事の計画敷地が市街化区域の500㎡以下の場合など一定の条件を満たすときは、証明書の交付に替えて必要書類を簡略化した手続となる協議確認書による対応も行っている。

協議確認を受けようとする場合は、「盛土規制法施行規則第88条協議確認申請書」(様式盛60)に必要な図書を添えて提出すること。

- ・提出部数 2部
- ・必要な図書 「盛土規制法のチェックリスト(書類)(図面)」参照

VI その他

1 標準処理期間

行政手続法第6条の規定に基づき、次のとおり標準処理期間を定める。

申請に対する標準処理期間

申請の種類	標準処理期間
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可（協議成立含む）	16日
宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可	16日
土石の堆積に関する工事の許可	10日
土石の堆積に関する工事の変更許可	10日

- 注
- ・標準処理期間は、申請を受け付けてから、許可等の処分を行うまでに通常要する標準的な期間で、申請にあたっての事前の確認・相談・協議等の期間を含まない。
 - ・標準処理期間は、適正な申請を前提としているので、書類の不備等の是正を求めるための補正に要する期間は含まない。
 - ・適正な申請であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は含まない。
 - ・標準処理期間は、申請が提出されてから処分がされるまでの目安なので、標準処理期間内に必ず処分がなされるとは限らない。

2 申請手数料

(1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可

1 申請手数料

(1件につき)

盛土又切土をする土地の面積（※1）	申請手数料（円）
500㎡以内	13,000
500㎡超 1,000㎡以下	22,000
1,000㎡超 2,000㎡以下	31,000
2,000㎡超 3,000㎡以下	45,000
3,000㎡超 5,000㎡以下	57,000
5,000㎡超 10,000㎡以下	76,000
10,000㎡超 20,000㎡以下	120,000
20,000㎡超 40,000㎡以下	180,000
40,000㎡超 70,000㎡以下	290,000
70,000㎡超 100,000㎡以下	420,000
100,000㎡超	550,000

※1：政令第3条で定める宅地造成及び特定盛土等に該当する土地の形質の変更を行う全ての面積が該当。以下、「2 変更許可申請手数料」においても同じ。

2 変更許可申請手数料

ア、イ、ウの合計額（限度額550,000円）

ア. 宅地造成又は特定盛土等に関する工事に係る変更設計 （イのみに該当する場合を除く） （1）盛土又は切土をする土地の面積に変更がない場合 ・・・区域面積に応じ、前項の金額の10分の1 （2）盛土又は切土をする土地へ新たに土地を編入する場合 ・・・変更前の面積に応じ、前項の金額の10分の1 （3）盛土又は切土をする土地を縮小する場合 ・・・縮小後の面積に応じ、前項の金額の10分の1	
イ. 新たに盛土又は切土をする土地の編入	編入面積に応じ、前項に規定する額
ウ. その他の変更	11,000円

(2) 土石の堆積に関する工事の許可

1 申請手数料

(1件につき)

土石の堆積をする土地の面積（※2）	申請手数料（円）
500㎡以内	9,000
500㎡超 1,000㎡以下	11,000
1,000㎡超 2,000㎡以下	13,000
2,000㎡超 3,000㎡以下	16,000
3,000㎡超 5,000㎡以下	22,000
5,000㎡超 10,000㎡以下	25,000
10,000㎡超 20,000㎡以下	30,000
20,000㎡超 40,000㎡以下	42,000
40,000㎡超 70,000㎡以下	57,000
70,000㎡超 100,000㎡以下	85,000
100,000㎡超	100,000

※2：政令第4条で定める土石の堆積に該当する土石の堆積を行う全ての面積が該当。以下、「2変更許可申請手数料」においても同じ。

2 変更許可申請手数料

ア、イ、ウの合計額（限度額100,000円）

ア. 土石の堆積に関する工事に係る変更設計（イのみに該当する場合を除く） （1）土石の堆積をする土地の面積に変更がない場合 ・・・区域面積に応じ、前項の金額の10分の1 （2）土石の堆積をする土地へ新たに土地を編入する場合 ・・・変更前の面積に応じ、前項の金額の10分の1 （3）土石の堆積をする土地を縮小する場合 ・・・縮小後の面積に応じ、前項の金額の10分の1	
イ. 新たに土石の堆積をする土地の編入	編入面積に応じ、前項に規定する額
ウ. その他の変更	11,000円

(3) 適合工事証明書（盛土規制法施行規則第88条証明書）の交付手数料

1件につき 4,700円

3 工事主の氏名等の公表

不法・危険盛土等を認識しやすい環境を整備することを目的として、許可された盛土等については工事主の氏名、盛土等が行われる土地の所在地等を公表する。

[公表の対象]

- ・ 法第12条第1項、法第30条第1項の許可を受けた宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事
- ・ 法第16条第1項、法第35条第1項の変更許可を受けた宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事
- ・ 法第21条第1項、法第40条第1項の届出をした宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事
- ・ 法第27条第1項の届出をした特定盛土等又は土石の堆積に関する工事
- ・ 法第28条第1項の変更の届出をした特定盛土等又は土石の堆積に関する工事

[公表事項]

- ① 工事主の氏名又は名称
- ② 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地
- ③ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の位置図
- ④ 工事の許可年月日（又は届出年月日）及び許可番号（許可を受けたもののみ）
- ⑤ 工事施行者の氏名又は名称
- ⑥ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ⑦ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ⑧ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ⑨ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量